

佐賀県規則第33号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例の一部を改正する条例（令和6年佐賀県条例第25号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和6年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は令和7年1月1日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は令和7年4月1日とし、同条第3号に掲げる規定の施行期日は令和8年4月1日とする。